

第二六回

参第八号

郵政事業職員等共済組合法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第八条）
- 第二章 運営審議会（第九条・第十条）
- 第三章 組合員（第十一条 - 第十四条）
- 第四章 給付
 - 第一節 通則（第十五条 - 第三十一条）
 - 第二節 短期給付（第三十二条 - 第四十九条）
 - 第三節 長期給付（第五十条 - 第六十二条）
- 第五章 福祉事業（第六十三条）
- 第六章 掛金及び負担金（第六十四条 - 第六十六条）
- 第七章 審査会（第六十七条 - 第七十一条）
- 第八章 会計（第七十二条 - 第七十六条）
- 第九章 雑則（第七十七条 - 第八十六条）
- 第十章 罰則（第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、郵政事業特別会計においてその俸給を支弁する職員等の福利厚生を図るため、これらの職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて郵政事業の円滑な経営に資することを目的とする。

（組合の設置）

第二条 郵政省に、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）により設けられる共済組合のほか、この法律により共済組合を設ける。

2 この法律により設けられる共済組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

（組合の管理）

第三条 郵政大臣は、組合を代表し、組合の業務を執行する。

第四条 郵政大臣は、組合員のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第五条 郵政大臣は、組合の業務を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。

2 郵政大臣は、運営規則を定める場合においては、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 運営規則には、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合員に関する事項

- 二 掛金に関する事項
- 三 資産の管理その他財務に関する事項
- 四 運営審議会及び審査会に関する事項
- 五 組合の業務を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項
- 六 その他組合の業務執行に関して必要な事項
(組合の住所)

第六条 組合は、主たる事務所を東京都に置く。

- 2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(非課税)

第七条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

(無料証明)

第八条 組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行う給付又はその受ける給付に関し必要な範囲内において、国、市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百八十一条第一項の特別区にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができる。

第二章 運営審議会

(運営審議会)

第九条 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、十人以内の委員をもつて組織する。
- 3 委員は、組合員のうちから、郵政大臣が任命する。
- 4 郵政大臣は、前項の規定により委員を任命する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第十条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

- 一 運営規則のうち第五条第三項第一号から第四号までに掲げる事項に関する部分の制定及び改廃
- 二 組合の毎事業年度の予算及び決算
- 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

- 2 前項に定める事項のほか、運営審議会は、郵政大臣の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき郵政大臣に建議することができる。

第三章 組合員

(職員)

第十一条 郵政事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずるものを受ける者(二月以内の

期間を定めて雇ようされる者及び常時勤務に服しない者を除く。)(以下「職員」という。)は、すべて組合員とする。

2 職員となつた者は、職員となつた日から組合員の資格を取得する。

(職員以外の者)

第十二条 郵政事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずるものを受ける職員以外の者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものは、運営規則の定めるところにより、組合員となる。

(組合員の資格の喪失)

第十三条 組合員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 職員及び前条の規定による運営規則の定める者でなくなつたとき。

(組合員期間)

第十四条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十五条 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の病気、負傷、分娩^{べん}、死亡、災害若しくは休業又は被扶養者の病気、負傷、分娩^{べん}若しくは死亡に関し第二節に規定する短期給付を、組合員の退職(第十三条第二号に規定する事由をいう。以下同じ。) 廃疾又は死亡に関し第三節に規定する長期給付を行う。

(給付額の算定方法)

第十六条 給付額の算定の基準となるべき俸給は、給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給とし、その十二倍に相当する金額をもつて俸給年額、その三十分の一(第三十二条第十一号から第十三号までに掲げる給付にあつては、二十五分の一)に相当する金額をもつて俸給日額とする。

2 給付額に円位未満の端数^はを生じたときは、これを円位に満たしめる。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第十七条 遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 遺族年金及び遺族一時金を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が死亡した場

合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第十八条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係るものを除く。)又はその者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものを除く。)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付の制限)

第十九条 この法律に基く給付を受けるべき者が故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、また、同様とする。

第二十条 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が正当な理由がなく療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を発生させたときは、その者に係る短期給付又は廃疾年金若しくは廃疾一時金である長期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十一条 組合は、この法律に基く給付の支給に関し必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正当な理由がなく前項の診断を拒否したときは、その者に係るこの法律に基く給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十二条 遺族年金又は遺族一時金の支給を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族年金若しくは遺族一時金の支給を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けるべき給付を支給しない。この場合において、遺族年金又は遺族一時金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第二十三条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。

(被扶養者)

第二十四条 この章において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものとする。

(遺族)

第二十五条 この法律において「遺族」とは、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によ

つて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

- 一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であるか、又は別表第三若しくは別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。
 - 二 子又は孫については、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）していないか、又は別表第三若しくは別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。
- 2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

（遺族の順位）

第二十六条 給付を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に掲げる順序とする。

- 2 前項の場合において、父母については養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして父母の実父母を後にする。
- 3 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生ずるに至つたときは、前二項の規定はその時から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

- 2 前項の規定により年金である給付を等分して分ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

（時効）

第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時効により消滅する。

- 2 前項の時効は、この法律の規定により給付の支給を停止する期間は、進行しない。

（給付を受ける権利の保護）

第二十九条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権）

第三十条 組合は、給付事由が第三者の行為によつて発生したときは、当該給付事由に対して行うべき給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。
(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十一条 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が療養であるときは、第三十四条第一項第三号又は第四号の規定により支払ったこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、第三十四条第一項第四号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第二節 短期給付

(短期給付の種類)

第三十二条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 分娩費
- 四 配偶者分娩費
- 五 哺育手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 弔慰金
- 九 家族弔慰金
- 十 災害見舞金
- 十一 傷病手当金
- 十二 出産手当金
- 十三 休業手当金

(療養)

第三十三条 組合員が公務(組合に使用される者については、業務。以下同じ。)によらないで病気にかかり、又は負傷したときは、組合は、次に掲げる療養を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護

六 移送

- 2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めた場合に限り、行うものとする。
(療養及び療養費)

第三十四条 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

一 組合の経営する医療機関又は薬局からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。

二 郵政省の経営する医療機関又は薬局からこれを受けることができる。この場合において、組合は、当該医療機関又は薬局にその費用を支払う。

三 組合員の療養について組合が契約している医療機関又は薬局からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法第四十三条ノ九の規定に基き厚生大臣の定める基準（以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。）を参照して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関又は薬局にその費用を支払う。ただし、組合は、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部を組合員に支払わせることができる。

四 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準（当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準）によつて、当該保険医療機関又は保険薬局にその費用を支払う。ただし、組合員は、一部負担金に相当する金額を支払わなければならない。

- 2 組合は、療養を行うことが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前項各号に規定する医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することができる。ただし、組合員は、一部負担金に相当する金額については、その支給を受けることができない。

(家族療養費)

第三十五条 被扶養者は、前条の規定に準じ、第三十三条第一項第一号から第四号までの療養を受けることができる。この場合において、組合は、前条（同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。）の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならない費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

- 2 第三十三条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合

において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

(保険医療機関等の療養費及び家族療養費)

第三十六条 組合員又は被扶養者が保険医療機関又は保険薬局から第三十三条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医療機関又は保険薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、組合は、第三十四条第一項第四号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、療養費又は家族療養費として、組合員に支給することができる。

(保険医療機関等の療養担当等)

第三十七条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

(給付の支給期間)

第三十八条 療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気については、これらの給付(国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定によるこれらの給付に相当するものを含む。)の支給開始後三年を経過したとき以後は行わない。

- 2 組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員(他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による船員保険(以下「船員保険」という。)の被保険者で組合員でない者を含む。以下この節において同じ。)の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(分娩費及び配偶者分娩費)

第三十九条 組合員が分娩したときは、分娩費として俸給の一月分に相当する金額を支給する。

- 2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分娩したときも、また、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分娩するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分娩費を支給しない。
- 3 被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩したときは、配偶者分娩費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

(手当金)

第四十条 組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分娩の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。ただし、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前条第二項の規定は、哺育手当金の支給に関して準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。

4 前三項の規定による哺育手当金は、分娩したときに前金払をすることができる。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第四十一条 組合員が公務によらないで死亡したときは、死亡当時の被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

第四十二条 第三十八条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。

2 第三十八条第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）

第四十三条 家族療養費、配偶者分娩費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、分娩又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分娩費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

（弔慰金及び家族弔慰金）

第四十四条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を支給する。

（災害見舞金）

第四十五条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第一に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

（傷病手当金）

第四十六条 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き

勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

- 2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。
- 4 結核性の病気に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。
- 5 第三十八条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。
- 6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十八条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の期間又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の期間又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

(出産手当金)

第四十七条 組合員が分娩したときは、出産手当金として、分娩の日前四十二日、分娩の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分娩したときも、また、同様とする。

- 2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給に関して準用する。
- 3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項の規定による期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。
- 4 出産手当金を支給するときは、その期間、傷病手当金は支給しない。

(休業手当金)

第四十八条 組合員が次の各号の一の事由により欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間) 一日につき俸給日額の十分の六に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その期間、休業手当金は支給しない。

- 一 被扶養者の病気又は負傷
- 二 組合員の配偶者の分娩 十四日
- 三 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害 五日
- 四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日
- 五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由

(俸給等との調整)

第四十九条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給又は俸給に準ずるものの全部又は一部を受けるときは、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第三節 長期給付

(長期給付の種類)

第五十条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 退職年金
- 二 減額退職年金
- 三 退職一時金
- 四 廃疾年金
- 五 廃疾一時金
- 六 遺族年金
- 七 遺族一時金

(年金の支給の始期及び終期)

第五十一条 年金である給付は、その給付自由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

- 2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

(退職年金)

第五十二条 組合員期間二十年以上の者が退職したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。ただし、五十五歳に達するまではその支給を停止する。

- 2 退職年金の年額は、組合員期間二十年以上二十一年未満に対し、俸給年額の百分の四十に相当する金額とし、組合員期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加算する。

第五十三条 退職年金を受ける権利を有する者が別表第三に掲げる程度の廃疾の状態になつたときは、その者には前条第一項ただし書の規定を適用しない。ただし、その者が別表第三に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、廃疾の状態になつたことにつき第二十条に該当する事由があるときは、その者が五十五歳に達するまでは、当該退職年金の年額を減じ、又はこれを支給しないことができる。

(減額退職年金)

第五十四条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この

場合においては、当該退職年金は支給しない。

- 2 減額退職年金の年額は、第五十二条第二項の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。

(退職一時金)

第五十五条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

- 2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

(廃疾年金)

第五十六条 組合員となつて二年以上経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者がその病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職した場合において、その退職の時(第三十八条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時。以下第五十八条において同じ。)に別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

- 2 廃疾年金の年額は、次に掲げる金額とする。

- 一 廃疾の程度が別表第三に定める一級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
- 二 廃疾の程度が別表第三に定める二級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
- 三 廃疾の程度が別表第三に定める三級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額

- 3 一の組合員期間につき廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

- 4 前項の場合において、同項の規定により支給する廃疾年金が次条第一項の規定による年額の改定のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたとき、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十二条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

- 5 廃疾年金を受ける権利を有する者には、当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。

(廃疾年金の年額の改定及び失権)

第五十七条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が軽減したときは、別表第三に定める廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の年額を改定する。

- 2 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は支給しない。
- 3 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給の十二月分との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

(廃疾一時金)

第五十八条 組合員期間二十年未満の者で公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものがその病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職した場合において、その退職の時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

- 2 組合員期間二十年未満の者で組合員となつた後二年を経過しない間に公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものがその病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職した場合において、その退職の時に別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にあるときも、また、前項と同様とする。
- 3 廃疾一時金の額は、俸給の十二月分とする。

(遺族年金)

第五十九条 組合員期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

- 2 遺族年金の年額は、次に掲げる金額とする。
 - 一 組合員が死亡した場合にあつては、当該死亡を退職とみなして第五十二条第二項の規定により算定した退職年金の年額の二分の一に相当する金額
 - 二 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該退職年金の年額の二分の一に相当する金額
 - 三 減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額の二分の一に相当する金額
 - 四 廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、その者に退職年金が支給されたとしたときの退職年金の年額の二分の一に相当する金額

(遺族一時金)

第六十条 組合員期間一年以上二十年未満の組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

- 2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

(遺族年金の失権)

第六十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、

その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき。
 - 二 婚姻したとき。
 - 三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。
 - 四 子又は孫（別表第三又は別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがない者を除く。）が十八歳に達したとき。
 - 五 別表第三又は別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。
- 2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第六十二条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

- 2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五章 福祉事業

（福祉事業）

第六十三条 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

- 一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 三 組合員の貯金の受入又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付
- 五 組合員の需要する生活必需物資の買入又は売却
- 六 その他組合員の福祉を増進するために必要な事業で運営規則で定めるもの

- 2 前項に規定する事業に要する費用に充てることのできる額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額をこえてはならない。

第六章 掛金及び負担金

（掛金）

第六十四条 組合員は、組合の給付及び福祉事業に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

- 2 前項の掛金は、組合員の俸給（第十二条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、運営規則で定める組合員については運営規則で定める仮定俸給）を標準として算定するものとし、その俸給と掛金との割合は、運営規則で定める。

- 3 掛金額に円位未満の端数を生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は円位

に切り上げる。

(掛金等の給与からの控除)

第六十五条 組合員の給与支給機関は、毎月俸給(第十二条の規定による組合員については俸給に準ずるもの。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員(前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。)の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、俸給その他の給与を支給する際、組合員の俸給その他の給与から当該金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。前条第二項の運営規則で定める組合員の掛金についても、また、同様とする。

(負担金)

第六十六条 国庫は、次に掲げる金額を負担し、郵政大臣は、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 短期給付に要する費用(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条に規定する専従職員である組合員(以下この条において「専従職員」という。)及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の五十に相当する金額

二 長期給付に要する費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の五十五に相当する金額

三 福祉事業に要する費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)に充てる額の百分の五十に相当する金額

四 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用の全額

2 前項第四号の規定により国庫の負担する金額は、毎年度、予算をもつて定める。

3 公共企業体等労働関係法に規定する労働組合で職員が組織するものは、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 専従職員に係る短期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額

二 専従職員に係る長期給付に要する費用の百分の五十五に相当する金額

三 専従職員に係る福祉事業に要する費用に充てる額の百分の五十に相当する金額

4 国庫又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

第七章 審査会

(審査会)

第六十七条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人

とし、郵政大臣が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十八条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第六十九条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第七十条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検案をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会に関する事項の政令への委任)

第七十一条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検案をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 会計

(事業年度)

第七十二条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(経理)

第七十三条 組合の会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。

2 組合は、責任準備金のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による

保険給付を行うとしたならば必要であるべき責任準備金の額に相当する部分を他の部分と区分して経理するものとし、その運用については、大蔵大臣の定めるところによらなければならない。

(予算)

第七十四条 郵政大臣は、毎事業年度、組合の予算を作成し、事業年度開始前に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 郵政大臣は、組合の予算に重要な変更を加えようとするときは、そのつど、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(決算)

第七十五条 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 郵政大臣は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定により大蔵大臣の承認を受けたときは、その財務諸表の写を組合員の閲覧に供しなければならない。

(会計等に関する事項の大蔵省令への委任)

第七十六条 この章に規定するもののほか、組合の会計及び資産の運用その他財務に関して必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九章 雑則

(船員である組合員に関する特例)

第七十七条 船員保険の被保険者(以下「船員」という。)である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する長期給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間(船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を合算した期間)が二十年未満である者(船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。)については、船員である組合員であつた期間(組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ合算した期間)を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が第七十九条の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支

給すべき長期給付の基礎となるべき組合員期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

(漁船乗組員等に関する特例)

第七十八条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対する長期給付に関する規定の適用については、第五十二条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第三項、第五十八条第一項及び第二項並びに第五十九条中「二十年」とあるのは「十五年」と、第五十二条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、「二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額をそれぞれ」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者については、第六十条の規定は適用しない。

(船員保険法による給付の選択)

第七十九条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員である組合員であつた期間に係る給付は、第四章、第七十七条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に関する給付を除く。)とすることができる。

第八十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満した者が船員である組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第八十一条 国庫は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法の規定による給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、郵政大臣は、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

第八十二条 船員である組合員が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならない。

(監督)

第八十三条 組合の業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、その必要な限度において、組合に対して、業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

- 3 大蔵大臣は、組合の療養に関する短期給付についての第三十三条第二項、第三十四条から第三十六条の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又は当該短期給付に係る第三十三条第一項各号に掲げる療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。
- 4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務職員及び国の施設の利用)

第八十四条 郵政大臣は、組合の業務の運営に必要な範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、所属職員を組合の事務に従事させ、又は国の施設(土地を含む。)を無償で組合の利用に供することができる。

(医療に関する事項)

第八十五条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(政令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則)

第八十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十三条第四項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第十八条第三項及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(権利義務の承継)

第二条 国家公務員共済組合法（以下附則第二十七条までにおいて「旧法」という。）第二条第一項の規定により郵政省に設けられている共済組合（以下「旧組合」という。）は、組合の組合員に係る責任準備金に相当する金額を組合に移換しなければならない。

2 前項の責任準備金の計算及び旧組合から組合への権利義務の移転については、大蔵省令で定める。

（最初の事業年度、運営規則及び予算）

第三条 組合の最初の事業年度は、第七十二条の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

2 郵政大臣は、この法律（第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第五条の規定の例により大蔵大臣に協議して運営規則を定め、第七十四条第一項の規定の例により最初の事業年度の予算を作成して大蔵大臣の承認を受けることができる。

3 前項の運営規則及び予算は、本則の規定により協議し、定め、作成し、及び承認を受けたものとみなす。

（施行日前の事由に基く権利の取扱）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による恩給（以下「恩給」という。）については、第三項に規定する場合を除くほか、なお、従前の例による。

2 施行日の前日に恩給公務員（恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する公務員及び他の法令により恩給法に規定する公務員とみなされるものをいう。以下同じ。）であつた更新組合員（施行日に組合員となつた者（同日に新たに職員となつた者を除く。）で以後退職することなく引き続き組合員であるものをいう。以下同じ。）は、同法（他の法令において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。）の規定の適用については、施行日の前日において同法の規定する退職をしたものとみなす。

3 更新組合員に係る恩給（その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受けるものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条又は第十一条の規定による旧軍人又は旧準軍人の恩給（恩給に関する法令の規定による増加恩給（以下「増加恩給」という。）及びこれと併給される普通恩給（以下「増加恩給等」という。）を除く。）及び同法附則第十七条において準用する同法附則第十条の規定による旧軍属の恩給（増加恩給等を除く。）（以下「軍人恩給」という。）増加恩給等、恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料（増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」という。）を受ける権利は、この限りでない。

4 前項本文の規定によりその恩給権の消滅した者については、その者の施行日前におけ

る恩給に関する法令にいう在職年（以下「在職年」という。）は、施行日以後においては、恩給の基礎となるべき在職年に算入しない。

- 5 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員（更新組合員から引き続き附則第二十二條第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十三條第一項に規定する復歸組合員となつた者を含む。以下附則第二十二條までにおいて同じ。）に係る恩給（増加恩給並びに恩給に関する法令の規定による傷病年金及び傷病賜金を除く。）及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

（組合員期間の計算の特例）

第五條 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間に算入する。

- 一 恩給公務員期間（恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四條に掲げる法令の規定により恩給、退隱料その他これに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間（法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間及び恩給につき在職年月数に通算される期間を含む。）をいう。以下同じ。）のうち次の期間を除いた期間。ただし、次の期間を除いた期間のうち在職年の計算において加算されることとなつている年月数（法律第百五十五号附則第二十四條第二項又は第三項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつている年月数を除く。）があるときはその年月数を加算し、半減されることとなつている年月数があるときはその年月数の二分の一を減じた後の期間とする。
- イ 法律第百五十五号附則第二十四條の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととなつている恩給公務員期間
- ロ 在職年の計算において除算されることとなつている恩給公務員期間
- ハ 軍人恩給を受ける権利の基礎となつている恩給公務員期間（法律第五十五号附則第二十四條第一項の規定により、同法の施行後に軍人恩給以外の恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されたものを除く。）
- ニ 増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間
- ホ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の恩給公務員期間
- ヘ 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行前に裁定を受けた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。）の一時恩給の基礎となつていた恩給公務員期間（法律第百五十五号附則第二十四條第一項の規定により、同法の施行後に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されたものを除く。）
- 二 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間のうち前号本文の期間を除いた期間

- 三 旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける共済組合の組合員（以下「長期組合員」という。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもののうち第一号本文及び前号の期間を除いた期間
 - 四 職員であつた期間で施行日まで引き続いているもののうち、恩給公務員期間及び前二号の期間を除いた期間
- 2 昭和二十九年五月一日前における船員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものに支給する退職一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七十七条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」と読み替えて同項の規定を適用する。
 - 3 第一項第四号及び附則第十一条第一項の職員には、次の各号に掲げる者を含むものとする。
 - 一 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）施行前において従前の通信事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずる給与を受けた者（臨時に使用された者を除く。）
 - 二 前号に掲げる者以外の国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の施行前における国家公務員に相当するものを含む。以下同じ。）で当該国家公務員であつた期間の前及び後に引き続く期間が職員又は前号に掲げる者であつた期間であるもの（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く）
 - 三 その他前二号に掲げる者に準ずる国家公務員又は地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前における地方公務員に相当するものを含む。）で運営規則の定めるもの
（年金の年額の特例）

第六条 更新組合員に対する退職年金の年額は、第五十二条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額から、その者の組合員期間（前条の規定により算入される期間を含む。以下同じ。）のうち同条第一項各号の期間に該当する期間（一年未満の^は端数は切り捨てる。）の一年につきそれぞれ次の金額を減じた金額とする。

- 一 前条第一項第一号の期間に該当する期間のうち、十七年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額を二十で除して得た金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を十七で除して得た金額を減じた金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額
- 二 前条第一項第二号及び第三号の期間（旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）を除く。）に該当する期間のうち、二十年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金

額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の九十分の一に相当する金額を減じた金額
三 控除期間及び前条第一項第四号の期間に該当する期間については俸給年額の百分の〇・九に相当する金額

- 2 更新組合員に対する第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「第五十二条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職し、第五十六条第一項の規定の適用を受ける者である場合において、廃疾年金の年額が、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとしたならば受けることができる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額に満たないときは、同条第二項の規定にかかわらず、その金額を廃疾年金の年額とする。
- 4 施行日の前日まで引き続き十年以上長期組合員であつた更新組合員が施行日以後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職し、第五十六条第一項の規定の適用を受ける者である場合においても、また、前項と同様とする。
- 5 組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十九条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五十二条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替えるものとする。

第七条 組合員期間二十年以上である者の組合員期間（附則第五条の規定により組合員期間に算入されるものを除く。）のうちに、肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務に引き続き一年以上従事した期間があるときは、第五十二条第二項の規定により退職年金の年額を算定するについては、当分の間、当該業務に従事した期間の一月を一・二月として計算するものとする。

（退職一時金及び遺族一時金の額の特例）

第八条 更新組合員に対する退職一時金の額は、第五十五条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に附則第五条第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いているもの（同日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く。）同項第三号の期間（控除期間を除く。）及び施行日以後の組合員期間を合算した期間に応じ別表第二に定める月数を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の規定は、更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第五十五条第二項」とあるのは、「第六十条第二項」と読み替えるものとする。
- 3 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に対する退職一時金の額が俸給に附則

第五条第一項第一号の期間で同日まで引き続けているもの（同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

- 4 前項の規定は、施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替えるものとする。
- 5 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員（同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。以下次項において同じ。）に対する退職一時金の額が俸給日額に附則第五条第一項第三号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額（同号の期間のうち控除期間を有する者については、その金額から俸給日額に控除期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額）に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。
- 6 前項の規定は、施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替えるものとする。

（年金受給資格に関する特例）

第九条 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の在職年の年月数（法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつている実在職年の年月数を除く。以下同じ。）と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十二条第一項本文及び第五十五条第一項又は第五十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。

第十条 組合員期間二十年未満の更新組合員（前条の規定の適用を受ける者を除く。）が退職した場合において、次の期間を組合員期間に算入するとすれば組合員期間が二十年以上となるときは、第五十二条第一項本文及び第五十五条第一項又は第五十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。

- 一 職員であつた期間及びその前又は後に引き続く職員以外の国家公務員（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）であつた期間のうち、恩給公務員期間及び附則第五条第一項第二号から第四号までの期間を除いた期間
- 二 昭和二十年八月十五日に旧令共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該旧令共済組合の組合員であつた期間で昭和二十年八月十五日まで引き続けているもののうち、恩給公

務員期間並びに附則第五条第一項第二号及び第三号の期間を除いた期間

三 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社及び日本電話設備株式会社に勤務していた者で当該会社の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四 旧組合に使用された者（運営規則で定める者に限る。）又は職員として施行日まで引き続いている期間のうち、職員であつた期間及び恩給公務員期間を除いた期間

2 前項第二号において「旧令共済組合」とは、次に掲げる命令に基いて組織された共済組合をいう。

一 朝鮮総督府逋信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）

二 朝鮮総督府交通局共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）

三 台湾総督府専売局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）

四 台湾総督府営林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）

五 台湾総督府交通局逋信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）

六 台湾総督府交通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

七 旧陸軍共済組合令（大正八年勅令第八十号）

八 旧海軍共済組合令（大正十一年勅令第六十号）

第十一条 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続く長期組合員であつた期間に業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職し、第五十八条第二項の規定の適用を受ける者である場合において、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとしたならば同法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、第五十六条第一項及び第五十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に廃疾年金を支給し、廃疾一時金は支給しない。

第十二条 附則第九条及び第十条の規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、第五十九条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 組合員期間二十年未満の更新組合員が死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九条及び第十条の規定による退職年金を支給すべきこととなるときは、第五十九条第一項及び第六十条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

3 更新組合員が死亡し、その遺族が公務扶助料を受ける権利を有することとなつたときの当該更新組合員の組合員期間が二十年未満である場合において、その者の施行日前の在職年の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十九条第一項及び第六十条第一項の規定にかかわらず、当該遺族に遺

族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

(前四条の規定による年金の年額)

第十三条 附則第九条及び第十条の規定の適用を受ける者に対する退職年金の年額は、附則第六条第一項の規定にかかわらず、俸給年額の百分の四十に相当する金額から、同項各号の期間(一年未満の端数は切り捨てる。)についてはその一年につきそれぞれ当該各号の金額を、二十年とその者の組合員期間(一年未満の端数は切り捨てる。)との差年数についてはその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額をそれぞれ減じた金額とする。

2 附則第九条及び第十条の規定により退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「第五十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条第一項」と読み替えるものとする。

3 附則第十一条の規定による廃疾年金の年額は、第五十六条第二項の規定にかかわらず、附則第十一条に該当する者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとしたならば受けることができる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額とする。

4 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に対する第五十九条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第五十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条第一項」と読み替えるものとする。

(退職後増加恩給等受給者となる者に関する特例)

第十四条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時にすでに増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定により退職一時金を受取るべきこととなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額に満たないときは、その差額を支給するものとする。

3 更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後増加恩給等を受けなくなつた者に関する特例)

第十五条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増

加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時にすでに増加恩給等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

- 2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時まで支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、同項の規定により受けるべきこととなつた退職一時金の額がその者が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その差額を支給するものとする。
- 3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受取るべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。
- 4 附則第四条第四項の規定は、第一項に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。

(支給開始年齢に関する特例)

第十六条 附則第五条第一項第一号の期間が十一年以上である更新組合員に対する退職年金については、第五十二条第一項ただし書の規定を適用せず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止する。

- 2 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員及び施行日の前日まで引き続き十三年以上長期組合員であつたその他の更新組合員に対する退職年金については、第五十二条第一項ただし書の規定を適用せず、五十歳に達するまでその支給を停止する。
- 3 第一項及び前項の規定の適用を受ける者については、その者の選択によりそのいずれか一の規定を適用するものとする。

(重複期間に対する一時金)

第十七条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間又は施行日の前日まで引き続き長期組合員であつたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうち同時に附則第五条第一項第一号本文の期間に該当する期間(以下「重複期間」という。)があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

- 2 前項の規定による一時金は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員についてはその者が退職し、又は死亡した日にその者又はその遺

族に、その他の更新組合員については施行日にその者に支給するものとする。

- 3 第一項の規定による一時金の額は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員については当該退職年金の年額の算定の基準となつている俸給又は仮定俸給の三十分の一に相当する金額に、その他の更新組合員については施行日の前日の俸給日数にそれぞれ重複期間に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とする。
- 4 前項の一時金の額が旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てるものとして重複期間内に当該更新組合員が負担した各年度（四月一日から翌年三月三十一日までとする。）ごとの掛金額にこれに対するそれぞれ翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月末日までの利子（利子の計算は複利計算の方法によるものとし、利率は年四分五厘とする。）を加えた額の合算額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その合算額を当該一時金の額とする。
- 5 第一項の規定による遺族に対する一時金については、前三項に規定するもののほか、遺族一時金の例によるものとする。

（長期給付に関する規定の適用に関する特例）

第十八条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員で附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に関する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）を受ける権利を有するもの及び施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で同日に普通恩給を受ける権利を有するものは、施行日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。この場合において、附則第四条第三項本文の規定は、適用しない。

- 2 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で前項の規定により施行日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となるもの又はその遺族に対しては、当該更新組合員が施行日の前日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給されるべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給するものとする。ただし、同法の規定による退職年金に相当する給付は、当該更新組合員が更新組合員である間、その支給を停止する。
- 3 第一項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となろうとする者は、施行日の前日までにその旨を申し出なければならない。

第十九条 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員で増加恩給等を受ける権利を有するものが、総理府令の定めるところにより、同日までに当該増加恩給等を受けることを希望しない旨を総理府恩給局長に申し出たときは、当該増加恩給等を受ける権利は、附則第四条第三項ただし書の規定にかかわらず、同日において消滅するものとする。

- 2 附則第四条第四項の規定は、前項に規定する者について準用する。

（旧法の規定による退職年金等の取扱）

第二十条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金は、その者が退職した場合において、その者が特にこれを受けることを希望する旨を申し出たときのほかは、給しないものとする。施行日前にすでに同法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員が死亡した場合において、当該退職年金に基く同法の規定による遺族年金又は年金者遺族一時金も、また、同様とする。

2 前項の申出があつた場合においては、その者又はその遺族に対して支給する長期給付については、附則第五条第一項第二号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

3 前項の場合においては、附則第十六条及び第十七条の規定は適用しない。

(未帰還更新組合員に関する特例)

第二十一条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者である更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)に対する第六十四条の規定の適用については、同条第一項中「給付」とあるのは「短期給付」と、同条第二項中「組合員の俸給」とあるのは「組合員の昭和二十八年七月三十一日における俸給」と読み替えるものとする。

2 未帰還更新組合員が施行日前に法律第百五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給された者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日。以下同じ。)の属する月まで当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第百五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員(以下この項において「未帰還公務員」という。)である更新組合員(前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く。)が同日以後も未帰還公務員であるとしたならば同条同項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受ける者の順位は、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする。) 祖父母(養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして実父母を後にする。)の順序とする。

5 未帰還更新組合員が施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年以上であるその他の者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族(以下この条において「留守家族」という。)で同法の規定による留守家族手当(以下この条において「留守家族手当」という。)を受けることができるものに対し、その者

の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

- 6 前項の規定による年金の年額は、同項の未帰還更新組合員につき郵政大臣が定める仮定俸給の四月分に相当する金額とする。この場合において、その仮定俸給は、当該未帰還更新組合員が施行日の前日まで引き続き職務に従事していたならば受けるべき俸給を下つてはならない。
- 7 未帰還更新組合員（施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。）の施行日の前日まで引き続き長期組合員であつた期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。
- 8 第六項の規定は、前項の規定による年金の年額について準用する。この場合において、第六項中「施行日の前日」とあるのは、「第七項の二十年に達した日」と読み替えるものとする。
- 9 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止し、第五項又は第七項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまではその支給を停止する。ただし、第二項の規定による年金については、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならばその者の受けるべき普通恩給の額に相当する金額は、支給する。
- 10 同一未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第五項又は第七項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その時から第二項又は第三項の規定による年金は支給しない。この場合において、第五項又は第七項の規定により支給すべき年金の年額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額に満たないときは、第六項又は第八項の規定にかかわらず、その金額を第五項又は第七項の規定による年金の年額とする。
- 11 第二項、第三項、第五項又は第七項の規定による年金の支給は、遺族年金の支給に関する規定に準じて行うものとする。
- 12 施行日前に法律第百五十五号附則第三十条第一項の規定により恩給公務員を退職したものとみなされた未帰還更新組合員は、附則第八条から第十四条まで及び第十九条の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き恩給公務員であつたものとみなす。
（職員以外の国家公務員との交流措置）

第二十二条 更新組合員が退職し、その当日又は翌日に職員以外の国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者（以下「転出組合員」という。）であるときは、その者に対する長期給付に関する規定の適用については、この条

から附則第二十五条までに規定するところによる。

- 2 転出組合員の前項に規定する退職（以下「転出」という。）に関しては、第十五条の規定にかかわらず、長期給付は行わない。
- 3 転出組合員については、旧法第十五条第二項及び第四十条の規定は適用しない。

第二十三条 転出組合員が引き続き職員以外の国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に再び職員となり組合員の資格を取得（以下「復帰」という。）したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者（以下「復帰組合員」という。）は、当該国家公務員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

- 2 前項の場合において、当該国家公務員であつた期間の全部又は一部が恩給法にいう公務員であつた期間であつてその期間のうち同法第四十条ノ二又は第四十一条の規定により半減又は除算すべき期間があるときは、これらの規定によりすべき半減又は除算をした後の期間をもつて同項の当該国家公務員であつた期間とする。

- 3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給の額又は同法の規定による当該退職一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

- 4 復帰組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第十九条から第二十一条までの規定による給付の制限又は附則第十六条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、

その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十五条第二項又は第六十条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第二に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

- 5 前項の場合において、復帰組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほか一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給又は旧法の規定による当該退職年金の基礎となつている期間」と読み替えるものとする。
- 6 復帰組合員が退職し、又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。
- 7 前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。
- 8 普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。
- 9 前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

第二十四条 転出組合員が転出した日（転出が二回以上にわたるときは、最後に転出した日）以後再び組合員となることなくして職員以外の国家公務員の職を退き、又は職員以外の国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し、又は死亡したものとみなす。この場合において、第十六条の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時）の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給」とあるのは、「転出組合員が職員以外の国家公務員の職を退き、又は死亡した月において支給を受けた俸給（当該俸給の額が転出した月において負担した掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないときは、その俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給）」と読み替えるものとする。

- 2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に関する法令の規定による一時扶助料（以下「一時扶助料」という。）又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一

時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額（退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつては、その合算額）から当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給若しくは一時扶助料又は旧法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

- 4 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第十九条から第二十一条までの規定による給付の制限又は附則第十六条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十五条第二項又は第六十条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第二に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。
- 5 前項の場合において、転出組合員であつた者が普通恩給又は旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金のほかに一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給若しくは旧法の規定による当該退職年金の基礎となつている期間又は同法の規定による当該廃疾年金に係る期間」と読み替えるものとする。
- 6 第四項の場合において、転出組合員であつた者の遺族が扶助料又は旧法の規定による遺族年金を受け、かつ、転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員とみなされ

る国家公務員であつた期間につき一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該扶助料又は旧法の規定による当該遺族年金に係る期間」と読み替えるものとする。

- 7 第一項の場合において、転出組合員が旧法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に対しては、退職一時金及び廃疾一時金は支給しない。ただし、その者が当該廃疾年金を受けなくなり、又は死亡した場合において、その者がその時まで支給を受けた当該廃疾年金の総額（その者又はその遺族が同法第四十四条又は同法第五十一条第三号及び同法第五十二条第三号の規定による差額の支給を受けるときは、当該差額と当該支給を受けた総額との合算額）が当該退職一時金の額と廃疾一時金の額との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給するものとする。
- 8 転出組合員であつた者が第五十七条第三項の規定による差額に相当する金額及び旧法第四十四条の規定による差額の支給を同時に受けることとなつたときは、第五十七条第三項の規定による差額に相当する金額から同法第四十四条の規定による差額に相当する金額を控除するものとする。
- 9 転出組合員であつた者で廃疾年金を受ける権利を有するものが旧法第四十四条の規定による差額の支給を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該差額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。
- 10 前項の場合において、転出組合員であつた者が第五十七条第三項の規定による差額に相当する金額の支給を受けることとなり、かつ、前項の規定により控除すべき残額があるときは、その残額を当該差額に相当する金額から控除するものとする。
- 11 第九項の場合において、転出組合員であつた者が死亡し、その遺族が遺族年金を受けることとなり、かつ、同項の規定により控除すべき残額があるときは、その遺族に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該残額に相当する金額を控除し、これらの金額が支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。
- 12 第八項の規定は、転出組合員の遺族について準用する。この場合において、「旧法第四十四条の規定による差額」とあるのは「旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金」と、「同法第四十四条の規定による差額」とあるのは「同法第五十二条第三号の規定による差額」と読み替えるものとする。
- 13 転出組合員であつた者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡し、その遺族が遺族年金及び旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金の支給を受けることと

なつたときは、その者に当該年金を支給する際にその支給期月に支給すべき当該年金の額から当該年金者遺族一時金の額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

第二十五条 附則第五条から第十七条まで並びに附則第二十三条第三項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、この法律施行の際現に職員以外の国家公務員である者が以後引き続き職員以外の国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に職員となり組合員の資格を取得（以下「転入」という。）した場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者（以下「転入組合員」という。）であるときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

| 条 項 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-------------------|---------------|--------------------------------------|
| 附則第五条第一項各号列記以外の部分 | 施行日前の次の期間 | 転入した日前の次の期間（転入した日の属する月は含まないものとする。） |
| 附則第五条第一項第三号 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第五条第一項第四号 | 期間で施行日まで | 期間及びその後に引き続き職員以外の国家公務員であつた期間で転入した日まで |
| 附則第六条第一項各号列記以外の部分 | 前条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条 |
| 附則第六条第一項第一号 | 前条第一項第一号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第一号 |
| 附則第六条第一項第二号 | 前条第一項第二号及び第三号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第二号及び第三号 |
| 附則第六条第一項第三号 | 前条第一項第四号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第四号 |
| 附則第六条第二項 | 附則第六条第一項 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第六条第一項 |
| 附則第六条第三項及び第四項 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第六条第五項 | 附則第六条第一項 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第六条第一項 |
| 附則第七条第一項 | 附則第五条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条 |
| 附則第八条第一項 | 附則第五条第一項第一号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第一号 |
| | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第八条第三項 | 施行日 | 転入した日 |
| | 附則第五条第一項第一号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第一号 |
| 附則第八条第四項 | 施行日 | 転入した日 |
| | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第八条第五項 | 施行日 | 転入した日 |
| | 附則第五条第一項第三号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第三号 |
| 附則第八条第六項 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第九条 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第十条第一項 | 前条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第九条 |

| | | |
|-------------------|-------------------------------------|---|
| 附則第十条第一項第一号 | 附則第五条第一項第二号から第四号まで | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第二号から第四号まで |
| 附則第十条第一項第二号 | 施行日 | 転入した日 |
| | 附則第五条第一項第二号及び第三号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第二号及び第三号 |
| 附則第十条第一項第三号 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第十一条 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第十二条第一項及び第二項 | 附則第九条及び第十条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第九条及び第十条 |
| 附則第十二条第三項 | 施行日 | 転入した日 |
| 第十三条第一項 | 附則第九条及び第十条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第九条及び第十条 |
| | 附則第六条第一項 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第六条第一項 |
| 附則第十三条第二項 | 附則第九条及び第十条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第九条及び第十条 |
| | 附則第十三条第一項 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第十三条第一項 |
| 附則第十三条第三項 | 附則第十一条 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第十一条 |
| 附則第十三条第四項 | 前条第二項及び第三項 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第十二条第二項及び第三項 |
| | 附則第十三条第一項 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第十三条第一項 |
| 附則第十六条第一項 | 附則第五条第一項第一号 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第一号 |
| 附則第十六条第二項 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第十七条第一項 | 施行日 | 転入した日 |
| | 附則第五条第一項第一号本文 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条第一項第一号本文 |
| 附則第十七条第二項及び第三項 | 施行日 | 転入した日 |
| 附則第二十三条第三項から第五項まで | 第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間 | 附則第二十五条第一項において準用する附則第五条の規定により組合員期間に算入される期間で転入した日まで引き続いているもの |

- 2 転入組合員が退職し、その当日又は翌日に職員以外の国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者であるときは、その者を更新組合員とみなして附則第二十二条の規定を適用する。

(期間の計算の方法)

第二十六条 附則に規定する期間は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、後の期間の初日が前の期間の最終日と同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

(非課税の特例)

第二十七条 第八条の規定の適用については、附則第十八条第二項の規定による給付で旧

法の規定による退職給付に相当するものは退職年金又は退職一時金と、附則第二十一条の規定による給付は退職年金と、附則第十四条、第十五条又は第十七条の規定（附則第二十五条において準用するこれらの規定を含む。）によつて支給される差額又は一時金は退職一時金とみなす。

2 組合が附則第二条の規定により承継した不動産の登記については、登録税を課さない。
（経過措置に伴う費用の負担）

第二十八条 附則第五条から第二十六条までの規定により生ずる組合の追加費用は、国庫が負担する。

（債務の保証）

第二十九条 更新組合員が国民金融公庫に担保に供していた恩給が附則第四条第三項本文、第十五条又は第十九条の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給によつて担保されている債務につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

（一部負担金の特例）

第三十条 組合は、当分の間、組合員が第三十四条第一項第四号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余剰財源の範囲内で、運営規則で定めるところにより、一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。

（恩給法の一部改正）

第三十一条 恩給法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「官職」の下に「（郵政事業特別会計ニ於テ其ノ俸給ヲ支弁サレル官職ヲ除ク）」を加える。

第二十六条に次の一項を加える。

公務員ガ郵政事業特別会計ニ於テ其ノ俸給ヲ支弁スル官職ニ転ジタル場合ハ之ヲ退職ト看做ス

（恩給負担金の取扱）

第三十二条 この法律施行前に給与事由の生じた恩給で職員（郵政事業特別会計法施行前におけるこれに相当する者を含む。）であつた者に係るものの支払に充てるべき金額の負担については、なお、従前の例によることとし、その金額の計算については、政令の定めるところによる。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 郵政事業特別会計においてその報酬を支弁する者

第三十四条第一項中「公共企業体職員等共済組合法」を「郵政事業職員等共済組合法（昭和三十二年法律第 号）公共企業体職員等共済組合法」に、同条第二項中「専売共済組合」を「郵政事業職員等共済組合、専売共済組合」に改める。

第四十条第一項に後段として次のように加え、同条第二項中「前項」の下に「前段」を加える。

退職年金の支給を受ける者が郵政事業職員等共済組合法の規定による共済組合の組合員となつたときもまた同様とする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第三十四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第六十九号)」の下に「、郵政事業職員等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を加える。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第三十五条 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「、郵政事業職員等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を加え、同条第二項中「国家公務員共済組合」の下に「、郵政事業職員等共済組合」を加える。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十六条 私立学校教職員共済組合法(昭和三十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表の中欄中「公共企業体職員等共済組合法」の上に「郵政事業職員等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を、「専売共済組合」の上に「郵政事業職員等共済組合、」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第三十七条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「他ノ法律ニ於テ準用シ又八例ニ依ル場合ヲ含ム、」の下に「郵政事業職員等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第三十八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「、郵政事業職員等共済組合法」を加える。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第三十九条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第六十九号)」の下に「、郵政事業職員等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を加える。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第四十条 船員保険特別会計法(昭和三十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員共済組合法」の下に「、郵政事業職員等共済組合法」を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第四十一条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「以下同じ。）」の下に「、郵政事業職員等共済組合法（昭和三十二年法律第 号）」を加え、同条第二項及び第三項中「国家公務員共済組合法」の下に「、郵政事業職員等共済組合法」を加える。

（結核予防法の一部改正）

第四十二条 結核予防法（昭和三十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第六十九号）」の下に「、郵政事業職員等共済組合法（昭和三十二年法律第 号）」を加える。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第四十三条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和三十二年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十七条（組合の給付）」の下に「、郵政事業職員等共済組合法（昭和三十二年法律第 号）第十五条（組合の給付）附則第十八条第二項（長期給付に関する規定の適用に関する特例）及び第二十一条（未帰還更新組合員に関する特例）」を加える。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第四十四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条中「裁定があつた場合」の下に「、郵政事業職員等共済組合法（昭和三十二年法律第 号）附則第二十一条の規定による年金の支給があつた場合」を加える。

附則第四十六項中「公共企業体職員等共済組合法」を「郵政事業職員等共済組合法附則第二十一条又は公共企業体職員等共済組合法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第四十五条 所得税法（昭和三十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合及び同連合会、」の下に「郵政事業職員等共済組合、」を加える。

第八条第六項中第六号の四を第六号の五とし、第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 郵政事業職員等共済組合法第六十四条の規定による掛金

（法人税法の一部改正）

第四十六条 法人税法（昭和三十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合及び同連合会、」の下に「郵政事業職員等共済組合、」を加える。

（登録税法の一部改正）

第四十七条 登録税法（明治三十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。

二十七 郵政事業職員等共済組合が郵政事業職員等共済組合法第四章及第五章ノ規定

ニヨル事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)

第四十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六号ノ十ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ七 郵政事業職員等共済組合ノ郵政事業職員等共済組合法ニ基ク給付、同
法第六十三条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、
帳簿

(租税特別措置法の一部改正)

第四十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「以下この号において同じ。）、」の下に「郵政事業職員
等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を、「国家公務員共済組合法、」の下に
「郵政事業職員等共済組合法、」を加える。

(地方税法の一部改正)

第五十条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「郵政事業職員等共済組
合、」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「郵政事業職
員等共済組合、」を加える。

第七十二条の十四第一項中「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同
じ。）」の下に「郵政事業職員等共済組合法(昭和三十二年法律第 号)」を、「国
家公務員共済組合法、」の下に「郵政事業職員等共済組合法、」を加える。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法、」の下に「郵政事業職員等共
済組合法、」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「国民健康保険団体連合会、」の下に「郵政事業職員
等共済組合、」を加える。

第二百六十二条中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 郵政事業職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一
時金及び休業手当金(同法附則の規定による給付でこれらに類するものを含む。以
下第六百七十二条第四号の二において同じ。)以外の給付として支給を受ける金品

第二百九十六条第一号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「郵政事業職員等共
済組合、」を加える。

第三百四十八条第二項第十一号の三及び同条第四項中「国家公務員共済組合連合会」
の下に「、郵政事業職員等共済組合」を加える。

第六百七十二条第四号の二中「公共企業体職員等共済組合法」を「郵政事業職員等共
済組合法又は公共企業体職員等共済組合法」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第五十一条 郵政省設置法 (昭和二十三年法律第二百四十四号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十号 (七) 中「郵政省共済組合」を「郵政省に置かれている国家公務員共済組合及び郵政事業職員等共済組合」に改める。

別表第一

| 損 害 の 程 度 | | 月 数 |
|-----------|---------------------------|------|
| 一 | 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。 | 三 月 |
| 二 | 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | |
| 一 | 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。 | 二 月 |
| 二 | 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | |
| 三 | 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。 | |
| 四 | 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | |
| 一 | 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。 | 一 月 |
| 二 | 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | |
| 三 | 住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。 | |
| 四 | 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | |
| 一 | 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。 | 〇・五月 |
| 二 | 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | |

別表第二

| 組合員期間 | 日 数 | 組合員期間 | 日 数 |
|----------------|------|----------------|------|
| 一年以上 二年未満 | 二〇日 | 十年以上 十一年未満 | 二三〇日 |
| 二年以上 三年未満 | 四〇日 | 十一年以上 十二年未満 | 二五五日 |
| 三年以上 四年未満 | 六〇日 | 十二年以上 十三年未満 | 二八〇日 |
| 四年以上 五年未満 | 八〇日 | 十三年以上 十四年未満 | 三〇五日 |
| 五年以上 六年未満 | 一〇五日 | 十四年以上 十五年未満 | 三三〇日 |
| 六年以上 七年未満 | 一三〇日 | 十五年以上 十六年未満 | 三六〇日 |
| 七年以上 八年未満 | 一五五日 | 十六年以上 十七年未満 | 三九〇日 |
| 八年以上 九年未満 | 一八〇日 | 十七年以上 十八年未満 | 四二〇日 |
| 九年以上 十年未満 | 二〇五日 | 十八年以上 十九年未満 | 四五〇日 |
| 十九年以上 二十年未満 | 四八〇日 | | |

別表第三

| 廃疾の程度 | 番号 | 廃 疾 の 状 態 |
|-------|----|--|
| 一 | 一 | 両眼の視力が〇・〇三以下に減じたもの |
| | 二 | 両腕の用を全く廃したもの |
| | 三 | 両足の用を全く廃したもの |
| | 四 | 両腕を腕関節以上で失ったもの |
| | 五 | 両足を足関節以上で失ったもの |
| | 六 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの |

| | | |
|----|----|--|
| 級 | 七 | 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの |
| | 八 | 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの |
| 二級 | 一 | 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの |
| | 二 | 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの |
| | 三 | 両耳の聴力が、 ^{かく} 耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの |
| | 四 | ^{そしゃく} 咀嚼又は言語の機能を廃したもの |
| | 五 | ^{せき} 脊柱の機能に高度の障害を残すもの |
| | 六 | 一腕を腕関節以上で失ったもの |
| | 七 | 一足を足関節以上で失ったもの |
| | 八 | 一腕の用を全く廃したもの |
| | 九 | 一足の用を全く廃したもの |
| | 十 | 両腕のすべての指の用を廃したもの |
| | 十一 | 両足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| | 十二 | 両足のすべてのあしゆびを失ったもの |
| | 十三 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| | 十四 | 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの |
| | 十五 | 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの |
| 三級 | 一 | 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの |
| | 二 | 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの |
| | 三 | ^{そしゃく} 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの |
| | 四 | ^{せき} 脊柱の機能に著しい障害を残すもの |
| | 五 | 一腕の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの |
| | 六 | 一足の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの |
| | 七 | 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの |
| | 八 | 一腕のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一腕の三指以上を失ったもの |
| | 九 | おや指及びひとさし指をあわせ一腕の四指の用を廃したもの |
| | 十 | 一足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| | 十一 | 両足のすべてのあしゆびの用を廃したもの |
| | 十二 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| | 十三 | 精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| | 十四 | 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの |

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

五 あしゆびの用を廃した者とは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失ったもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては、足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第四

| 番号 | 廃 疾 の 状 態 |
|-----|--|
| 一 | 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの |
| 二 | 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの |
| 三 | 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの |
| 四 | 両眼による視力が二分の一以上欠損したものの又は両眼の視野が一〇度以内のもの |
| 五 | 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの |
| 六 | 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの |
| 七 | 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの |
| 八 | 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの |
| 九 | 脊柱の機能に障害を残すもの |
| 十 | 一腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの |
| 十一 | 一足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの |
| 十二 | 一足を三センチメートル以上短縮したもの |
| 十三 | 長管状骨に著しい転位変形を残すもの |
| 十四 | 一腕の二指以上を失つたもの |
| 十五 | 一腕のひとさし指を失つたもの |
| 十六 | 一腕の三指以上の用を廃したもの |
| 十七 | ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を廃したもの |
| 十八 | 一腕のおや指の用を廃したもの |
| 十九 | 一足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの |
| 二十 | 一足の五趾の用を廃したもの |
| 二十一 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| 二十二 | 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |

備考 別表第三の備考と同じ。

別表第五

| 組 合 員 期 間 | 日 数 | 組 合 員 期 間 | 日 数 |
|-----------------|------|-------------------|------|
| 六月以上 一年 未満 | 一〇日 | 三年六月以上 四年 未満 | 七〇日 |
| 一年 以上 一年六月未満 | 二〇日 | 四年 以上 四年六月未満 | 八〇日 |
| 一年六月以上 二年 未満 | 三〇日 | 四年六月以上 五年 未満 | 九〇日 |
| 二年 以上 二年六月未満 | 四〇日 | 五年 以上 五年六月未満 | 一〇〇日 |
| 二年六月以上 三年 未満 | 五〇日 | 五年六月以上 六年 未満 | 一一〇日 |
| 三年 以上 三年六月未満 | 六〇日 | 六年 以上 六年六月未満 | 一二〇日 |
| 六年六月以上 七年 未満 | 一三〇日 | 十二年 以上 十二年六月未満 | 二六〇日 |
| 七年 以上 七年六月未満 | 一四〇日 | 十二年六月以上 十三年 未満 | 二七五日 |
| 七年六月以上 | 一五〇日 | 十三年 以上 | 二九〇日 |

| | | | |
|-------------------|------|-------------------|--|
| 八年 未満 | | 十三年六月未満 | |
| 八年 以上 八年六月未満 | 一六〇日 | 十三年六月以上 十四年 未満 | 三〇五日 |
| 八年六月以上 九年 未満 | 一七〇日 | 十四年 以上 十四年六月未満 | 三二〇日 |
| 九年 以上 九年六月未満 | 一八〇日 | 十四年六月以上 十五年 未満 | 三三五日 |
| 九年六月以上 十年 未満 | 一九〇日 | 十五年 以上 十五年六月未満 | 三五〇日 |
| 十年 以上 十年六月未満 | 二〇〇日 | 十五年六月以上 十六年 未満 | 三六五日 |
| 十年六月以上 十一年 未満 | 二一五日 | 十六年 以上 十六年六月未満 | 三八〇日 |
| 十一年 以上 十一年六月未満 | 二三〇日 | 十六年六月以上 十七年 未満 | 三九五日 |
| 十一年六月以上 十二年 未満 | 二四五日 | 十七年 以上 十七年六月未満 | 四一〇日 |
| 十七年六月以上 十八年 未満 | 四二五日 | 十九年 以上 十九年六月未満 | 四七〇日 |
| 十八年 以上 十八年六月未満 | 四四〇日 | 十九年六月以上 二十年 未満 | 四八五日 |
| 十八年六月以上 十九年 未満 | 四五五日 | 二十年 以上 | 四八五日に十九年 六月以上六月を増 すごとにその六月 につき一五日を加 えた日数 |

理 由

郵政事業の退職年金制度の不均衡と不統一を是正し、あわせて現業業務を主体とする郵政事業の特殊性に適合するよう公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に準じて合理的な共済組合制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する費用
総額 約三十億円（平年度）